

身体的拘束最小化推進体制加算について(お知らせ)

当院では、身体的拘束最小化推進体制加算の施設基準を取得し、下記のとおり取組んでいますのでお知らせします。

記

1 方針について

岩手県立大東病院は原則として身体的拘束を行わない方針です。

2 身体的拘束最小化のために実施している体制及び取組について

(1) 病院長や総看護師長等が自ら身体的拘束の最小化に取り組むことを発信し、職員に周知しています。

(2) 身体的拘束の最小化に関する講習会を年2回以上実施し、入職後1年が経過した全ての入院患者に関わる職員が受講しています。

(3) 身体的拘束最小化チームにより、用具の一元管理が行われるとともに、使用状況に基づく解除の提案等がなされています。

(4) 身体的拘束が行われている患者がいる場合、身体的拘束最小化チームによる巡回が定期的に行われ、病棟の職員らとともに、解除に向けた具体的な検討が行われています。

(5) 身体的拘束を行わずにケアするための用具を職員から提案したり、提案を積極的に導入する仕組みがあります。

3 身体的拘束最小化に関する設置要綱及び指針について

「岩手県立大東病院身体的拘束最小化チーム設置要綱」及び「岩手県立大東病院身体的拘束最小化のための指針」に基づき、身体的拘束最小化に取り組んでいます。

4 身体的拘束の実施状況について

(ア)実施率の推移

年度別	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (4月まで)
実施率	0.00%	0.00%	0.04%	0.00%
備考	実施なし	実施なし	2日間実施 対象病床延患者 数：4,920人	実施なし

5 その他

その他ご不明な点等につきましては、職員までお問い合わせください。

令和8年6月1日

岩手県立大東病院長